

（8）広報について

自治会（町内会）への加入世帯が減少傾向にある理由のひとつに、どのような活動をしているのかが分からないということがあります。こういった問題を解消するためにも、自治会（町内会）の情報をきちんと知らせ、活動内容をPRすることは大変重要です。これまで自治会（町内会）活動に無関心だった方にも興味を持ってもらうきっかけにもらえるように、下記の例を参考にして広報活動を推進しましょう。

●広報紙の発行

写真などを掲載することで会員に情報をわかりやすく丁寧に伝えることができます。しかし、印刷や仕分け、配布が大変といったデメリットがあります。

●文書の回覧

広報紙より安価で手軽に情報発信ができるため、一般的に活用されている広報の手段です。ただし、回覧が終わるまでに時間がかかる点や広報紙と同様のデメリットがあります。

●ちいき情報局やホームページの活用

広報紙や文書の回覧と異なり、写真や動画等を含めた多くの情報を、手軽にリアルタイムで発信することが可能なほか、会員以外の方に対しても活動をPRすることができます。ただし、インターネットが苦手な方には情報が伝わりにくいというデメリットもあります。

●公民館まつり等での活動報告

公民館まつりで1年間の活動報告の展示をしている自治会もあります。また、夏祭りや盆踊りの会場で広報活動を行う自治会もあります。

●他団体との連携により周知

子ども会やPTA等の行事に協力するなど連携を図ることで、子育て世代の未加入の方に自治会（町内会）の活動を知ってもらうことができます。

事例紹介.3

堇平自治会「アシスタントスタッフ」で地域活動のお手伝い！

花水地区の堇平自治会では、自治会活動をお手伝いしてくれる「アシスタントスタッフ」を通年で募集しています。役員…はできないけど、「この活動だったらお手伝いできます」「何かできることがあったらやりますよ～」といった方に自分のペースで活動していただいています。

納涼盆踊り大会でのお手伝いや堇平公園内の花壇の水やりや植え替えの活動、スタッフの懇話会など多岐に渡り活動をしていただいています。

役員の担い手不足が大きな課題の一つとなっていますが、今までとは違った視点での地域との関わり方、地域貢献の在り方もあるかもしれません。



●広報紙の紹介

広報紙は、自治会（町内会）と地域住民をつなぐ、大切な情報コミュニケーションツールです。平塚市でも各自治会（町内会）が、特色を活かした様々な広報紙を作成しています。

自治会（町内会）内での回覧だけでなく、ちいき情報局等に掲載することで、自治会（町内会）未加入の方にも見ていただくことができ、活動の周知や加入促進にもつながります。



●広報 伊勢山

「広報 伊勢山」は連合会役員が中心となって、地域のイベントや市主催行事のお知らせなど、自治会のみなさんの生活に関連した内容を掲載し情報を発信しています。

伊勢山地区のみなさんの地域コミュニティ活動に関する意識を高めるとともに、日頃から地域活動への参加を心がけてもらうことを目的に定期的に発行しています。

●堇平自治会会報 すみれ

堇平自治会では、会の役員や広報担当者が記事の作成、編集などを行っています。

自治会や地元の活動団体の地域活動のほか、防災活動など地域に密接した取り組みなどを掲載しています。

また、定期的発行している紙面以外にも特別にお知らせしたい事項がある場合には臨時号として発行しています。



（9）自治会（町内会）の法人化

これまで自治会・町内会は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、集会所（自治会館）等の財産を持っていても、当該団体の名義での不動産登記が出来ませんでした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、相続や名義変更の際に問題が生じることがありました。

このような問題を解消するために平成3年4月に地方自治法の一部が改正され、市町村の認可により法人格が得られ、当該団体名義での不動産登記等ができるようになりました。

ちなみに一般財団法人自治総合センターが、宝くじの事業収入を財源に、自治会館の新築や大規模改修に関する費用を助成する「コミュニティセンター助成事業」の助成を受ける場合にも法人化が必須となるため、制度の活用を検討する際は注意が必要です。



【対象となる団体】

この制度は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体、いわゆる自治会（町内会）が対象です。

【法人化の要件】

- ①住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、相当の期間にわたって存続している区域の現況によること。
- ③その区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者（原則として過半数）が現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

※「法人化」を検討される自治会（町内会）は、平塚市役所の協働推進課（Tel：21-9618）へ事前に相談してください。



認可地縁団体の書面総会

認可地縁団体の場合は、地方自治法第260条の18第1項の規定により、すべての各構成員（会員）の表決権は平等とすることが定められているため、基本的には世帯1票ではなく、会員（個人）1票となります。ただしご自身の自治会規約で議案によっては表決権を世帯1票などとする 것을定めている場合は、例外が認められます。書面表決書の様式や集計方法などにくれぐれもご注意ください。

自治会運営コラム

Ⅲ. ハラスメントの根絶へ、偏見のない自治会(町内会)活動を

ハラスメントは職場や教育現場、家庭だけではなく、自治会（町内会）内においても起こりうる問題です。

近年のライフスタイルや価値観の多様化により、自治会（町内会）を取り巻く環境や求められるニーズは大きく変化しています。「以前からそうだったから」と従来のやり方にこだわるために、新しい考え方や価値観を持つ役員や会員とぶつかり、トラブルになったという事例をよく耳にします。

そういったことがないよう、日頃から個人個人が自分の発言や行動で、自治会（町内会）内の環境を悪化させることのないよう注意するとともに、立場は違って、お互いに相手の人格を尊重し相手の立場を考えた行動をとることが必要です。

会員間だけでなく、未加入者や脱会者に対しての嫌がらせ等も、自由意思に対する不当な干渉として、人格権侵害や不法行為となります。

「加入が当たり前」と考える古くからの住民と、「加入は任意」と考える新しい住民の意見の相違が、トラブルにまで発展することもあるようです。

自治会（町内会）は、あくまでも任意の団体なので、加入や脱会を強制することはできません。敗訴となった事例もありますので、強引な勧誘や脱会の引き止めに関しては慎重な対応が必要です。

お互いを尊重し合い、風通しが良く意思疎通のある地域ではハラスメントは起きません。ハラスメントは当事者間の問題ではなく、きちんと自治会（町内会）内で共有し、解決を図ることを心がけ、地域全体でより良い地域づくりを進めましょう。



(10) ICTの活用と自治会活動

コロナ禍で、対面での活動が制限されたことにより、多くの自治会（町内会）でICTが活用されるようになりました。コロナが収束し、以前のスタイルに戻りつつありますが、自治会（町内会）活動においてICTを活用することは、役員の負担軽減や事務の効率化、若い世代の参加促進などにおいても非常に効果的です。

自治会（町内会）活動でICTの活用を進めていく上でのポイントは次のとおりです。

● ICTの活用を進める前に押さえておきたいポイント

- ・何のためにICTを活用するのかを明確にする必要があります。ICT化はあくまで手段であり、目的ではありません。
- ・まずは、LINEやX（旧Twitter）といった多くの人々が使用しているツールを活用する等、今できること、簡単なことから始めてみましょう。
- ・できるかどうか不安はあっても、一度、お試し感覚で実際にツールに触れてみましょう。触れることで、便利な点、不便な点が分かります。



● ICTの活用を始めるに当たってのポイント

- ・早急にICT化を進めようとする、活用できず、反発する方や取り残されてしまう方が出てきてしまう可能性があります。従来の方法も残したうえで、できない人、やりたくない人に無理強いせず、最初は、できる人、やりたい人から取り組んでもらいましょう。
- ・最初から自治会全体に関わる事柄をICT化するのは難しいので、まずは、役員間での連絡にICTを活用してみる等、小さい範囲で進めてみるのも1つです。
- ・アンケート等を実施し、会員がどの程度ICTを活用できるのか、どのツールをよく活用しているのか等を把握することで、より効果的にICT化を進めることができます。
- ・ICTに詳しい自治会員に協力を求めてみましょう。役員への協力依頼だけではなく、回覧板やちいき情報局等で自治会員に広く協力を呼びかけると、協力してくれる人が見つかるかもしれません。
- ・ICT化には時間がかかります。時間がかかることを前提に、焦らず、じっくりと取り組みを継続することが大切なポイントです。

事例紹介.4

中久保自治会・大久保自治会「自治会館の予約をオンラインで！」

金目地区の「中久保自治会」と「大久保自治会」では、自治会館利用の予約にWEBシステムを活用しています。

登録が済んでいる団体の方は、ログイン画面からIDとパスワードを入力するだけで簡単に申請ができ、登録団体以外の自治会員の方もオンライン上で、空き状況の確認や申込みができます。電話での申込みも可能ですが、9割以上の方がオンラインで申込みをしています。

オンラインを導入したことで、役員の負担が軽減されただけでなく、利用件数も増加したそうです。



自治会運営コラム

IV. ICT を活用し地域課題解決を

横浜市港北区の「新羽町自治会」では、2024年に二次元コード読み取りによる電子決済サービス「PayPay」を導入し、夏祭りでの模擬店や自治会費の決済などで活用を始めているそうです。主に「PayPay」は店舗での支払い時に使用されていますが、これを自治会（町内会）でも活用しようという取組が各地で見られるようになりました。

自治会業務の負担をできるだけ減らし、深刻な担い手不足に陥る前に既存のやり方を見直しアクションを起こすことも必要かもしれません。

また、崇善地区の「LaLa 湘南平塚 commons 自治会」では、紙による回覧は行わず、会員への情報伝達や連絡等には LINE やちいき情報局の活用を推奨しています。

総務省の統計によると 2023 年の情報通信機器の世帯保有率は、97.4%で、その内スマートフォンは 90.6%であり急速に普及が進んでいます。しかし、地域に目を向けると、まだまだ使いこなすことができない方も多いようです。実際、ICT化に取り組んだ自治会も、そのような会員のために、役員による集金や紙でのポストインも併用して対応したそうです。

自治会イベントの支払いの簡素化、会費の集金や回覧への ICT の活用は、役員の負担軽減やコスト削減だけでなく若い世代を取り込むのにも非常に有効です。一方で、「住民間の絆を絶やさぬよう従来通り対面でやることに意味がある」という意見もあります。また、使いこなすことのできない会員への対応も検討する必要があるなど、まだまだ課題があります。

自治会（町内会）活動の ICT 化はメリットだけでなくデメリットも存在し、各自治会（町内会）の状況によってもその判断が異なります。

初めから ICT 化を前提にするのではなく、会員の意向なども踏まえ、これまでのやり方と併用しながら、できるところから取り組んでいくことがポイントです。

